

二輪の軽自動車もOSSで手軽に手続き！



二輪の軽自動車 OSSが始まります

オンラインで
どこでも申請

令和8年4月1日から、二輪の軽自動車※にかかる
手続きのうち、以下がOSSの対象手続きとなります。

- ◆ 新車新規届出
- ◆ 記載事項変更
- ◆ 軽自動車届出済証返納（一時使用中止）

※ 道路運送車両法に基づく、総排気量125cc超250cc以下（内燃機関以外のものを原動機とする場合は、定格出力1.0kW超）、長さ2.5m以下、幅1.3m以下、高さ2.0m以下の二輪の軽自動車対象です。

窓口訪問が不要

手続きのために、各行政機関を訪れる
必要がありません。

(ただし、運輸支局等の窓口で「軽自動車届出済証等」
を受け取る必要があります。)



24時間365日届出可

24時間365日、いつでもどこからでも届
け出すことができます。

